

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岐阜県吉城郡河合村

岐阜県吉城郡宮川村

2 構造改革特別区域の名称

河合・宮川村デマンド式ポニーカーシステム有償運送特区

3 構造改革特別区域の範囲

岐阜県吉城郡河合村及び宮川村の全域

4 構造改革特別区域の特性

河合村、宮川村は岐阜県の最北端に位置し、北は富山県に隣接、飛騨地方の中心である高山市へは約30 km、岐阜市までは185 kmの距離にある。両村とも面積のほとんどを山林原野が占め、集落(河合村15、宮川村26)は河川沿いの段丘に点在している。人口については、河合村は昭和40年には3,203人であったが、平成15年5月末現在1,338人となっている。宮川村は昭和40年には2,613人、平成15年5月末現在では1,062人となっている。高齢化率も河合村31.54%、宮川村37.54%と高く、両村とも人口の減少は鈍化傾向ではあるが、豪雪地帯(年間降雪量810 cm)ということも一因となり過疎化が進行し続けている。

交通機関については、両村ともかつては民間バス会社によりバス運行がされていたが、人口の減少に伴う採算割れにより撤退したことで、村民の足となる交通システムの構築が村の重要課題となっている。

近年は村営バスと併せてスクールバスの住民利用等により住民の不便の解消を図ってきたが十分とはいえず、将来的にさらに進むであろう高齢化社会に対応した施策が求められている。

平成16年2月1日で近隣4町村(古川町、河合村、宮川村、神岡町)をもって3万人程度の飛騨市となるが、将来的にもタクシー、バス会社の恩恵は受けがたい地域であるため、独自の対応を行う必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

交通手段を持たない高齢者等（会員登録制）が容易に移動する手段を確保する対策として、河合・宮川村が共同で有償ボランティア運送に積極的に取り組み、デマンド方式の導入を図り既存事業と併用することで、交通弱者の保護と有償ボランティア活動による職場を確保し、福祉行政の充実、地域住民の生きがいづくりの推進と高齢者間の交流を図っていく。

6 構造改革特別区域計画の目標

河合・宮川村では、高齢化が進むなか、誰もが住みなれた土地で安心して暮らしていける環境づくりを推進するため、交通弱者（高齢者等）が、いつでも、どこでも自由に外出できる体制づくりが求められている。

現在、スクールバス一般開放事業、自主運行バス事業を運行しているが、バス停までの距離や運行本数に限りがあり高齢者の需要に対して十分に応えている状況には至っていない。そのため、有償ボランティアの導入により安価で玄関から玄関までの小回りのきく新システムを創出することで、心身ともに安心と生きがいを持てる村づくりを創造していく。

こうした事業の取り組みが過疎地域における福祉行政を補完するとともに、しいては全国的な構造改革に資することにつながる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革区域に及ぼす経済的社会的効果

平成14年度に河合・宮川村共同でシルバー人材センターを設立したが、これまでのところ十分な効果はあがっていない。

本計画による新システムを導入することで、高齢者に働く場所と働くことによる生き甲斐を提供することができる。

一方、交通手段を持たない高齢者は、自分の行きたい時に行きたい場所へ出掛けられなかったが、本システムの実施により、行動範囲が広がることで村内の小売店の売り上げ増加につながり、老人クラブ活動や趣味を生かした交流の場が拡大、活性化されることで、生きがい対策の効果が期待される。有償運送特区の実施におけるシステム利用見込者数は平成15年現在525人（河合村284人・宮川村241人）を予定しているが、今後ますます高齢者が増加し、システム利用会員が増えることが見込まれる。

また、新システムへの理解と浸透は、スクールバス一般開放事業、自主運行バス事業に必要な人員を削減し、他の業務に配属することが可能となり、人件費や委託料削減による財政負担の軽減が図られるなど経済的、社会的効果が期待される。

財政負担の軽減効果について

河合村

自主バス路線の廃止による人件費の削減

- ・ 1名削減 550万円
- ・ 1,200万円(2名) × 4 / 8時間 = 600万円

宮川村

運行本数の削減による人件費の削減

- ・ スクールバス委託料削減 60万円
- ・ 1,500万円(3名) × 1 / 3 = 500万円

2村合わせて1,710万円のコストダウンが得られる。

新システムによる経済効果

会員525人 × 2回/月 × 500円 × 12ヶ月 = 630万円

8 特定事業の名称

(1207) 交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

豊かで住みよい村づくりという目的を達成するため、以下の関連事業を併用して実施する。

スクールバス運行事業

へき地児童生徒援助費等補助金により取得したスクールバスについて、岐阜陸運局と協議し、文部科学省に通学用のほか住民利用にも供したいので、「へき地児童生徒援助費等補助金により取得したスクールバス・ボートの住民利用に関する承諾要領」により届け出をして運行している。

自主運行バス運行事業

定められた路線内に限定されるが、JR列車に効率よく接続するよう村営バスを運行する。

運送の対価補助事業

運送料金のうち受益者負担を軽くし、費用の一部を村の補助金で助成することで事業の浸透を図る。

別 紙

- 1 特定事業の名称
(1 2 0 7) 交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
特区内に所在する社会福祉法人等
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
構造改革特別区域計画の認定の日
- 4 特定事業の内容

事業主体

河合・宮川村シルバー人材センター

事業実施区域

河合村・宮川村の全域

事業内容

- ・高齢者等及び交通弱者（免許を持たない人）で登録した会員からの依頼を受けて配車をし、利用者の指定する目的地（役場、JR駅、診療所、商店等）まで送迎する。
- ・利用時間午前9時から午後4時まで

- 5 当該規制の特例措置の内容

両村には営業するタクシー、バス業者がなく、隣町で営業しているタクシー等の公共交通機関では片道19kmもあるため、料金が高額となり将来的にも十分な住民輸送サービスが確保できないと認められる。現在の交通手段としてはJR高山本線の各駅まで接続する村営バスがあるが、運行回数が少なく、高齢者や、運転免許を持たない婦人層等交通弱者にとっては役場や診療所及び買い物等の日常生活にも大変不便を感じている。これらを勘案して「公共交通機関が空白である」との判断をした。

運送の主体は、当該規制の特例措置の内容に掲げる「河合・宮川村シルバー人材セ

ンター」とし特例措置に掲げる8項目は満たす。

運送の対象は原則として予め登録した会員とし、河合村・宮川村に住所を有する者とする。なお、運送主体において、会員の氏名、住所、年齢等必要事項を記入した会員登録簿を保管する。

又、輸送範囲は河合村・宮川村の両村内とする。

運送に使用する車両は、住民運送にかかる「有償運送車両」として特定しマグネットシートを使用して、利用者に見やすいよう両側面に表示する。

運送に使用する車両の全てについて、万一の事故に備え、事故処理と責任体制を明確にするため、示談対応を付した対8,000万円以上、且つ対物200万円以上の任意保険・共済への加入を義務付ける。なお、運送主体において、使用する車両の形式、自動車登録番号、初年度登録年及び損害賠償措置等必要事項を記入した車両登録簿を作成し保管する。

運転者は、普通免許2種免許を有することを基本とするが、これによりがたい場合は、河合村・宮川村における道路事情等を考慮して、3年以上運転免許停止処分を受けず、道路運送法第7条の欠格事由に該当しない者で、自動車事故対策センターの適正診断合格者とし、十分な能力と経験を有していると認められる者を選任する。

運送の対価については、一回の運行につき利用者の目的地が校下内は500円・校下外は600円とし往復の場合は待ち時間も含め、校下内は1,000円・校下外は1,200円を目安とする。

運行管理、指揮命令系統を明確にし、事故防止指導體制を整えるため、運転者を登録制として組織化すると共に、年1回以上、安全運転教育の講習会を開催する。

この事業の運営について、協議するため岐阜運輸支局、県総合交通室、飛騨地域振興局、河合村、宮川村、学識経験者、住民代表、等で組織する「河合・宮川デマントポニーカーシステム」運営協議会を河合村・宮川村が主宰して設置した。

運送活動における利用者からの苦情、事故等の状況について運営協議会に報告する制度を設ける。